

京都市上下水道企業管理規程第24号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年2月23日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「(建設工事の請負にあつては第1号様式, 設計, 測量及び地質調査その他の委託にあつては第1号様式の2, 物品の買入れその他の契約にあつては第1号様式の3)」を削り, 同条第1号中「登記簿に記録されている事項の全部を証明したものに限る。」を「商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であつて, 同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。以下同じ。」に改める。

第8条第1項中「入札は」を「入札に参加しようとする者は」に改め, 「(第2号様式の1又は第2号様式の2)」を削り, 「投入するか」を「投入し」に改め, 同条第4項を第6項とし, 同条第3項を第5項とし, 同条第2項中「前項の規定にかかわらず,」を削り, 「必要」の右に「がある」を加え, 「同項」を「第1項又は第2項」に改め, 同項を同条第4項とし, 同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず, 電子入札案件(電子入札システム(入札に係る情報を入力し, 收受し, 及び処理するための電子計算機, ソフトウェア及び付属機器から構成される情報システムで, 本市が設置したものをいう。以下同じ。)により処理する契約案件をいう。以下同じ。)に係る一般競争入札に参加しようとする者は, 入札データ(入札者の氏名, 商号又は名称及び法人にあつては, その代表者の氏名

並びに入札価格その他の入札に係る情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）を、所定の時間内に、インターネットを通じて電子入札システムに到達させなければならない。ただし、電子入札システムの全部又は一部を利用することができないとき、第30条の2に規定する特定調達契約を締結しようとするときその他管理者が別に定めるときは、入札データの到達に代えて入札書を上下水道局総務部用度課の入札事務を担当する職員（以下「入札事務関係職員」という。）に提出し、又は書留郵便をもって到達させることができる。

- 3 電子入札案件に係る一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを通じて入札データを送信しようとするときは、当該入札データに電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、かつ、認定認証事業者（同法第8条本文に規定する認定認証事業者をいう。）が作成した電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）を付さなければならない。

第8条の2中「いう。」の右に「以下同じ。」を加え、同条ただし書中「ことがある」を「ことができる」に改める。

第12条第2号を次のように改める。

- (2) 入札書又は入札データが所定の時間内に到達しなかったとき。

第12条第3号中「とき」の右に「(再度入札(令第167条の8第3項の規定による再度の入札をいう。以下同じ。)を行う場合を除く。)」を加え、同条第4号中「入札者」を「入札書に入札者」に改め、同条第5号中「金額」を「入札書に記載又は入札データに記載されている金額」に、「の記載が不明確なとき又はもれている」を「に不明又は不備な点がある」に改め、同条第6号中「金額」を「入札書に記載又は入札デ

一タに記録されている金額」に改め、同条第7号中「2通以上の入札をした」を「2以上の入札書又は入札データを到達させた」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 入札者がインターネットを通じて入札データを送信した場合において、当該入札データの到達の時に有効な電子署名及び電子証明書が付されていないとき。

第16条第1項中「令第167条の8第3項に規定する再度の入札（以下「再度入札」という。）」を「再度入札」に、「を限度として」を「に限り」に改め、同条第2項中「再度入札には、当該再度入札に係る前回」を「当初」に改め、「者は、」の右に「再度入札に」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、一般競争入札を行う前に予定価格を公表したときは、再度入札を行わない。

第19条中「口頭又は書面で」を「インターネットを通じて、又は口頭若しくは文書により」に改める。

第20条の2各号列記以外の部分中「(建設工事の請負にあつては第1号様式、設計、測量及び地質調査その他の委託にあつては第1号様式の2、物品の買入れその他の契約にあつては第1号様式の3)」を削り、同条第1号中「(登記簿に記録されている事項の全部を証明したものに限る。)」を削る。

第30条の6第4項を次のように改める。

4 管理者は、特定調達契約につき資格審査の申請を行った者から第1項の審査の終了前に入札書又は入札データが到達したときは、これを受理するものとする。ただし、その者が開札の時に、一般競争入札にあつては第3条第1項の資格を有すると認められないとき、指名競争入札にあつては前項の規定により指名されていないときは、当該入札を無効とする。

第31条を次のように改める。

(契約書の提出及び契約保証金の納入)

第31条 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に所定の契約書を提出するとともに、契約保証金を納入しなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、議会の議決を要する契約にあつては、落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に所定の仮契約書を提出しなければならない。

3 前項の規定により仮契約を締結した場合において、議会の議決があつたときは、落札者は、速やかに契約書を提出するとともに、契約保証金を納入しなければならない。

4 落札者が、第1項から第3項までに定めるところにより所定の手続を行わないときは、当該落札に係る契約は、締結されなかったものとみなす。

第38条中「(第3号様式)」を削る。

第45条の見出しを「(履行後の補償)」に改め、同条第1項中「契約の目的たる給付の完了後1年以内に当該給付」を「義務の履行後当該契約で定める期間内に当該履行の目的物」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 管理者は、契約の相手方が前項の規定に違反したときは、相手方の費用負担において第三者にこれを履行させることができる。

第45条第3項及び第4項を削る。

第46条を次のように改める。

(かし担保責任の特例等)

第46条 契約の相手方は、当該契約で定める期間、売買又は仕事の目的物のかしについて、民法第570条において準用する同法第566条第1項又は同法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負わなければならない。

2 前条第2項の規定は、契約の相手方が前項の義務を履行しない場合について準用

する。

第1号様式から第3号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局契約規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(上下水道局総務部用度課)